彩の国 埼玉県

埼玉県職員採用試験制度の変更についてお知らせします。

薬剤師の採用試験制度が変わります！

1　改正概要

埼玉県では、病院部門（県立病院）で働く薬剤師の採用試験は、これまで競争試験（免許資格職職員採用試験）により実施してきました。

平成２７年４月１日以降は、病院部門に勤務する薬剤師を**病院薬剤師**とし、**採用選考**により採用することになりました。

なお、公衆衛生部門（保健所等）に勤務する薬剤師の採用は従来どおり競争試験（免許資格職職員採用試験）により行います。

平成２６年度まで	平成２７年度から
競争試験（免許資格職職員採用試験）	競争試験（免許資格職職員採用試験）
薬剤師（公衆衛生部門）	薬剤師（公衆衛生部門）
薬剤師（病院部門）	新 採用選考
	病院薬剤師（病院部門）

2　公衆衛生部門と病院部門の業務概要

公衆衛生部門		病院部門
保健医療部 薬務課、疾病対策課、生活衛生課、食品安全課、保健所、衛生研究所など **県民生活部** 消費生活支援センター **環境部** 大気環境課 **教育局** 保健体育課 	配属先	**県立病院** 循環器・呼吸器病センター がんセンター 小児医療センター 精神医療センター 総合リハビリテーションセンター
薬局の開設許可 医薬品等の製造業及び製造販売業の許可 献血の推進、薬物乱用防止対策 食品営業者・理美容所等の許可・監視 など	業務内容	服薬指導 処方提案 調剤業務　など

お問い合わせ先：埼玉県人事委員会事務局 任用審査課 採用試験担当
電話　０４８－８２２－８１８１

◎最新の情報から過去の結果まで、詳しい情報はホームページをご覧ください。
http://www.pref.saitama.lg.jp/f1903/saiyou/index.html　［埼玉県職員採用］で検索！

薬剤師の採用試験制度が変わります！

３　採用までの流れ

○公衆衛生部門

競争試験 → 第1次試験 → 第2次試験 → 最終合格発表 → 意向聴取 → 採用内定 → 内定者の集い → 身体検査 → 採用

○病院部門

採用選考 → 任命権者選考 → 人事委員会選考 → 合格発表 → 意向聴取 → 採用内定 → 身体検査 → 採用

※採用選考は欠員の状況に応じ、年数回実施します。

４　Ｑ＆Ａ

Ｑ．競争試験（免許資格職職員採用試験）とはなんですか？
Ａ．埼玉県人事委員会が行う試験で、第１次試験（教養試験）と第２次試験（論文試験、人物試験）により行うものです。年１回実施しています。

Ｑ．採用選考とはなんですか？
Ａ．任命権者が業務に必要な専門性をみる選考を行った後、埼玉県人事委員会が選考（教養試験、論文試験、人物試験等）を行い合否を決定するものです。欠員の状況に応じ、年数回実施します。

Ｑ．「公衆衛生部門から病院部門へ」又は「病院部門から公衆衛生部門へ」の人事異動はありますか？
Ａ．原則、ありません。

Ｑ．公衆衛生部門と病院部門では給与や昇任などに違いはありますか？
Ａ．給料月額に違いはありません。
ただし、従事する業務内容（当直勤務や変則勤務等）によって、各種手当の支給内容に違いが生じる場合があります。
また、昇任については、それぞれの部門における実績・年数に応じた評価が行われます。

Ｑ．勤務形態はどのようになっていますか？
Ａ．勤務時間は、原則、月～金の8：30～17：15です。病院部門では、当直勤務があります。

※この他、ご不明な点は、埼玉県人事委員会事務局にお問い合わせください。

お問い合わせ先：埼玉県人事委員会事務局 任用審査課 採用試験担当
電話　０４８－８２２－８１８１
◎最新の情報から過去の結果まで、詳しい情報はホームページをご覧ください。
http://www.pref.saitama.lg.jp/f1903/saiyou/index.html　［埼玉県職員採用］で検索！